

スタッフ紹介

このコーナーでは、当社で働くスタッフを紹介していきます。

アバマンショップ
帯広南店
安藤 朱生



今年度の4月から帯広アバマンショップ南店で勤務しています。安藤朱生と申します。出身は鹿追町です。私は帯広農業高校酪農科を卒業し、卒業後は飲食関係の接客業の仕事をしています。そのため、営業の仕事は初めてで私自身が営業できるのかと、不安でした。面接に伺ったその日に内定をもらいました。正直嬉

しさの反面驚きが隠せなかつたです。こんなにもチャンスとくれる会社はほかに無いと思いついて入社を決めました。入ってもうすぐ1ヵ月が経ちますが覚えることがまだまだありバタバタしている私をフォローしてくれている先輩方には毎日感謝しています。私は元々物件を見るのが好きで、高校を卒業し一人暮らしの部屋を探す際に色々な物件をこれでもかというくらいに見て回りました。そのため撮影に行くときは、新しい物件をたくさん見れて楽しいです。趣味は音楽です。楽器を演奏するのが好きで、トランペットとピアノとギターをやっています。まだまだ何も分からない新人ですが、いつでも多くのことを吸収できるように、日々努力を致しますので宜しくお願い致します。



おすすめのお店

このお店は夫婦二人でやっており、小さい頃から家族と通っているお店です。ラーメンが昔風でとても美味しく、店内も昔懐かしい感じがします。是非一度足を運んでみてください。

ゆめや
☎0155-33-5011
北海道帯広市西20条南2-38-27

TOPICS

課題の多い「所有者不明土地問題」(1)

全国賃貸管理
ビジネス協会会長
高橋誠一

昨年の6月に法務省は、「不動産登記簿における相続登記完了土地調査の結果を発表しました。日本では、農地を除けばその所有権を原則自由に売買する事が出来ます。しかも、その所有権はきわめて強力な財産権でありながら、その所有権移転登記をすることが任意です。この事が、今日の「所有者不明土地問題」を招いた根本要因と言ってもよいでしょう。

高齢化による相続の増加や地価下落による資産としての魅力低下等は、時代的背景に過ぎませんが、そうした時代的背景が今後一段と進む事は確実です。そのため、登記制度のあり方等土地制度の抜本的改革が遅れば遅れる程、この問題の解決はますます難しくなっていくと思われま

時代に合わなくなった現行の土地制度

わが国で現行民法が施行され所有権が規定されたのは、約120年前の1898年(明治31年)です。翌1899年には、不動産登記法が施行されています。これほどの長い歴史(実績)がある土地制度を根本から変革するのは相当の困難が伴います。しかし、今やそれが喫緊の課題となってきた事も事実です。

なぜなら、所有者不明土地問題は、わが国の土地制度がもはや時代にマッチしなくなってきたという事象だからです。その典型的な状況の一つが、人口減少で使われない土地が増加してきているのに、それらの土地を国や自治体に所有者が寄附出来る制度がとられていない事です。もちろん、公共事業目的があれば別ですが、そうでない限り国や自治体が土地の寄附を受け付ける事はありません。にもかかわらず、そうした土地に対して固定資産税は課税されているのです。かつては「土地神話」まで生み出した日本で、ただでも、「いらぬ」という土地が出現する事な

池原(帯広ドットコム代表)が綴るブログから抜粋

桜 in 彦根城 2019年 4月5日



滋賀県彦根市。皆さん、行かれたことあるでしょうか。今回、福井市に賃貸管理会社を作るにあたり、一緒に出資して始める方が、彦根市に住んでいるという縁で、出張しています。こちらは、暖かいく、桜もちょうど満開のタイミングでした。彦根市には、国宝彦根城があり、ここが桜の名所でもあるということを引き、早速見て参りました。圧巻でした。あまりにもキレイでしたので、写真アップしときます。



現在、政府は以下の3つの実現を目指してこの問題への対応を進めています。
①所有者不明土地を円滑に利活用し適切に管理できる社会
②所有者不明土地を増加させない社会
③すべての土地について真の所有者が分かる社会
①については、2018年6月に「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」が可決されました。公益性が高い事業に供するためであれば、土地取用手続きが緩和され、最大10年間の利用権設定が可能となりました。10年間経過後も、所有者が現れなければ期間を延長する事も出来ます。また所有者が現れた場合は、期間終了後に原状回復をして土地を返還すればいい事になりました。同法は、2019年6月までに施行されます。

尚、同法制定に向け審議を行ってきた国土審議会土地政策分科会の特別部会は、現在第二段階として、「人口減少社会における土地制度のあり方」について、2019年2月20日の記事より

麺処 田楽
11:00~21:00 (LO 20:30)
音更町十勝川温泉北15丁目
☎0155-46-2337

三楽
17:00~4:00 or 5:00
帯広市西2条南10丁目1-5
☎0155-23-6636

三楽
11:00~21:00 (LO 20:30)
帯広市西24条南3丁目56-5
☎0155-67-6926

3店合同クーポン
お食事の方、合計金額より
500円割引
1グループ1枚限り

(株)ドットコムホールディングス 本社ビル



ハウスドゥー! 帯広店



アバマンショップ 帯広南店



アバマンショップ 帯広西店



不動産の表示に関する登記について
土地や建物に関する調査・測量・申請手続代理業
土地境界測量・土地分筆・更正・
地目変更等・建物表題登記
増築・滅失登記・土地境界紛争手続代理業務等
お気軽にご相談ください。(相談無料)

土地家屋調査士 渡部尚博事務所

土地家屋調査士
民間紛争解決手続代理関係業務
(ADR認定調査士)
渡部 尚博
幕別町札内曉町248番地122
TEL/FAX 0155-66-4022 MOBILE 090-2697-4944
E-mail watanabe-chousashi@lime.plala.or.jp

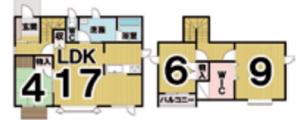
中古住宅

- POINT① 全室南向き
- POINT② 駐車3台可
- POINT③ 対面式システムキッチン



音更町東通12丁目
土地面積: 256.00㎡ (77.44坪)
延床面積: 97.29㎡ (29.43坪)
宅地 H2年8月築
しらかばバス 東通12丁目 4分
音更小学校・音更中学校区

価格 **1,380万円**



不動産情報

